

(平成22年4月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から61年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月から61年12月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

申立期間当時、私は、父の経営する靴・鞆販売業である「A商店」の手伝いをして給料をもらっていた。私の国民年金加入手続は父が行ってくれたはずであり、保険料も父が給料から天引きして納付したはずである。

父が当時店の経理を依頼していた会計事務所が作成、保管していた昭和58年分から61年分までの「給与所得者の保険料控除申告書」及び「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」にはいずれも国民年金保険料を納付した記載があり、申立期間の保険料を納付したことは間違いないにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が、申立人に係る国民年金の加入手続を行い、保険料も納付したとしているところ、事実、オンライン記録から申立人の父母は、制度発足時の昭和36年4月から国民年金に加入していること、及び申立人の妻は婚姻(昭和61年5月*日)と同時に国民年金に加入していることが確認できることから、申立人の父の国民年金制度に関する理解は深かったことが認められる。

また、申立人から提出された昭和58年分から61年分までの給与所得者の保険料控除申告書及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿の社会保険料控除の欄には、国民年金保険料の支払額が記載され、その金額は当時各年において納付すべき国民年金保険料額と一致している上、当時同居していた申立人の両親

及び妻も申立期間を含む国民年金加入期間の保険料を納付していることを考慮すると、国民年金制度に関する理解が深かった申立人の父が申立期間のうち給与所得者の保険料控除申告書等で納付が確認できる昭和 58 年 1 月から 61 年 12 月までの期間の保険料を納付したと考えることも不自然でない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 57 年 9 月から同年 12 月までの期間については、申立人から提出された昭和 57 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿の社会保険料控除の欄には国民年金保険料の支払額の記載が無い上、保険料を納付していた申立人の父は既に亡くなっているため保険料の納付状況が不明であり、ほかに当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）も無く、保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 1 月から 61 年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から53年3月まで
② 昭和58年10月から59年3月まで
③ 昭和61年4月から62年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたことを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①、②及び③について納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和49年1月ごろ、父が私の国民年金加入手続を行い、その際に交付を受けた年金手帳を現在所持している。申立期間①について父が保険料を納付してくれていたが、父が死亡後の申立期間②及び③について元妻が毎月納付書により市役所又は銀行において納付していたので未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立人は、その元妻が申立人及びその元妻の保険料を納付していたと申し立てしているところ、事実、納付日の確認できる昭和54年度及び55年度に係る申立人及びその元妻の保険料は、A市役所作成の被保険者名簿から、同一日に納付されている上、申立人の元妻の当該期間に係る保険料はオンライン記録から、現年度納付されていることが確認できることを考慮すると、申立人の元妻が自身の保険料と一緒に申立人の申立期間③の保険料を納付したとしても不自然ではない。

2 申立期間②について、申立人は、その元妻が申立人及びその元妻の保険料を納付していたと申し立てしているが、申立人の元妻からは当時の状況につい

て証言が得られない上、申立人の元妻も当該期間は未納であることを考慮すると申立人の元妻は、申立人の申立期間②について、保険料を納付しなかったものと考えられる。

また、申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い上、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間①について、申立人は、その父が申立人に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたと申し立てているが、保険料を納付していたとする申立人の父は既に亡くなっており、加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿、特殊台帳並びにB町役場及びA市役所作成の被保険者名簿から、申立人は昭和49年1月19日を資格取得日として、53年7月14日に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、この時点において、申立期間①の過半は時効により保険料を納付することができない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号払出時点では、申立期間①のうち、昭和51年4月から53年3月までの期間の保険料は過年度納付、49年1月から51年3月までの期間の保険料は特例納付による方法でしか納付できないこととなるが、特殊台帳及びA市役所作成の被保険者名簿により、申立人の元妻は当該期間の保険料を現年度納付したことが確認できるなど、申立人の父が申立人及びその元妻の保険料を同一の方法で納付した形跡は見当たらない上、申立人は、その父からまとめて保険料を納付した旨聞いたことがないとするなど、申立期間の保険料を過年度納付又は特例納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる事情も見受けられない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年6月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年6月から同年12月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料が未納となっていることが分かった。

昭和61年2月から、国民年金保険料はずっと父に現金を渡して納付してもらっていた。父は既に亡くなっており、証明はできないが、間違いなく納付しているはずである。このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間であり、申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、申立人の保険料を納付していたとするその父は、自身の国民年金保険期間の保険料をすべて納付しており、その大部分の期間は付加保険料も納付しているなど、納付意識は高かったことが認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録から昭和61年4月ごろに払い出されたことが推認できることから、申立期間の保険料は現年度納付が可能である上、申立期間前後の期間は、保険料が納付済みであることを考慮すると、納付意識の高い申立人の父が申立期間の保険料を納付したとしても不自然ではない。

さらに、申立期間直前の昭和61年4月及び同年5月の国民年金保険料については、誤還付を理由として、平成21年8月27日付で「未加入」から「納付済」に記録が訂正されているなど、行政側の事務処理が適切に行われていなかった状況が見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から50年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

国民年金の加入手続は養父がA市役所B連絡所（現在は、A市C区役所D連絡所）において行い、保険料はその養父が家族の分と一緒に納付してくれたと聞いているのに、同居家族の保険料が全期間納付済みで、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、その養父と一緒に保険料を納付したとする申立人の妻及び養父母も国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、申立人の養父の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、その養父は家族の国民年金保険料には未納が無いことに留意していたとしているところ、事実、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は昭和50年4月30日に払い出されていることが確認できる上、国民年金被保険者台帳（紙台帳）から、申立人の妻に係る49年9月から50年3月までの保険料は過年度納付されていることが確認できることを考慮すると、申立人の国民年金手帳記号番号払出時点（昭和50年7月31日）において過年度納付が可能であった申立期間の保険料を納付意識の高かった申立人の養父が過年度納付したと考えることも不自然でない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和47年12月から48年6月までの期間及び平成11年11月から12年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年12月から48年6月まで
② 平成3年2月
③ 平成6年4月
④ 平成7年8月
⑤ 平成11年11月から12年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①から⑤までの納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私が20歳になったとき、父がA市役所において加入手続を行い、申立期間①の保険料については、その父が家族の保険料と一緒に納付してくれたと聞いており、申立期間②から⑤までの保険料については、私が納付してきた。

申立期間①当時の納付方法は不明であるが、申立期間②、③及び④の保険料は当時のB町役場（現在は、C市役所D庁舎）において、申立期間⑤の保険料は銀行において、いずれも私が納付してきたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立期間は7か月と短期間である上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその父は国民年金加入期間の保険料をおおむね納付しているなど、申立人の父の納付意識は比較的高かったことがうかがわれる。

また、国民年金受付処理簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年4月28日に払い出されていることが確認でき、申立期間①の保険料を

現年度納付することが可能であること、及び申立人を除く同居の父母は、申立期間の保険料が納付済みであることを考慮すると、納付意識の比較的高い申立人の父が申立人の保険料のみを納付しなかったと考えるのは不自然である。

- 2 申立期間⑤について、申立人は会社を退職後、B町役場において国民年金の加入手続を行い、その窓口において平成11年9月分及び同年10月分の保険料を納付したとしているところ、事実、申立人の保管している11年10月6日付け、B町役場発行の同年9月分及び10月分の納付通知書兼領収証書には、「B町収入役 11.10.6 領収済」の印が確認できることから、申立人の主張には信憑性が認められる。

また、申立人は、申立期間⑤当時に遺族厚生年金（中高齢寡婦加算含む）を受給し、かつ、内職収入もあった上、その子供が就職し生活も安定していたことから、申請免除手続を行う必要はなく、申立期間⑤の保険料を納付したとしているところ、事実、オンライン記録から申立人は遺族厚生年金を受給していることが確認できる上、申立期間⑤直前の保険料は納付済みであり、申立人の生活状況にも大きな変化が見られないことを考慮すると、申立人が申立期間⑤の保険料を納付したとしても不自然でない。

- 3 申立期間②、③及び④について、申立人は、会社を退職後、国民健康保険の加入手続を行うためにB町役場に行き、その際に国民年金の加入手続も行い、その窓口において保険料を納付したとしているが、申立人の所持している年金手帳の「被保険者でなくなった日又は被保険者の種別等の変更があった日」の欄には「昭和62年7月1日」と記載されており、それに続く「被保険者となった日又は被保険者の種別等の変更があった日」には、「H9年7月21日」と記載されていることから、申立期間②、③及び④は未加入期間であり、保険料の納付はできなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間②、③及び④の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①及び⑤の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和33年12月31日から34年2月28日までの期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業主における資格喪失日に係る記録を34年2月28日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、当該期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年12月31日から34年3月15日まで
② 昭和34年5月1日から同年7月5日まで

「ねんきん特別便」が送付されたのでその記録を確認したところ、A事業主所有のB丸及びC事業主所有のD丸に、それぞれ乗船していた申立期間①及び②が船員保険被保険者期間となっていないことが分かった。社会保険事務所(当時)に調査を依頼したところ、申立期間①及び②のいずれも船員保険の記録は無い旨の回答を受け取った。

当時の給与明細書等はないが、船員手帳があるので申立期間①及び②を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持する船員手帳において、A事業主を船舶所有者とするB丸に係る雇入年月日が昭和33年10月2日、雇止年月日が34年3月14日と記載されていること、及び同僚一人の証言から、申立人は、申立期間において上記船舶に勤務していたことが推認できる。

また、申立期間の業務内容として、サンマ漁から底引き網漁に変わった時期などに関する申立人の具体的な記憶は、当時の船長及び甲板員だった同僚二人の証言内容と一致している。

さらに、船員手帳を所持している同僚3人の船員保険の資格喪失日は、A

事業主に係る船員保険被保険者名簿から、いずれも雇止年月の前月の末日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和33年12月31日から34年2月28日までの期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和33年11月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、申立人が所持する船員手帳において、C事業主を船舶所有者とするD丸に係る雇入年月日が昭和34年5月1日、雇止年月日が同年7月4日と記載されていることから、申立人は、申立期間に当該船舶に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録から、D丸の船舶所有者であるC事業主は、昭和31年11月28日に船員保険に該当しなくなっていることから、申立期間②においては、当該船舶は船員保険適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、事業主の所在等が確認できない上、申立人は同僚の氏名等を記憶していないことから、証言を得ることができず、申立期間②における船員保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間②において給与から船員保険料を控除された具体的な記憶が無く、船員保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月、47年3月から同年6月までの期間及び48年12月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年2月
② 昭和47年3月から同年6月まで
③ 昭和48年12月から49年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたことを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和47年3月ごろ、A市役所B出張所で加入手続を行った。また、48年12月に勤めていた会社を辞めた後も再加入手続を行った。国民年金保険料については、自分がA市役所B出張所で納付していたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年3月ごろ、国民年金の加入手続を行ったとしているが、国民年金手帳記号番号の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人には国民年金手帳記号番号の払い出された形跡は見当たらない上、基礎年金番号も昭和42年3月10日を資格取得日として払い出された厚生年金保険被保険者記号番号（後に基礎年金番号として付番された番号と同一）しか確認できない。

また、申立期間①については、オンライン記録から平成13年6月8日に記録整理により、未加入期間から未納期間に訂正されたことが確認でき、この時点では、申立期間①は時効により保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間②及び③については、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録に係る「被保険者でなくなった日」欄に「昭和47年3月21日」と記載されていること、及び国民年金の記録に係る「被保険者となった日」欄に「平

成 13 年 3 月 1 日」と記載されていることから、申立期間②及び③は、いずれも未加入期間であり保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び再加入手続の状況並びに保険料の納付状況に関する記憶は曖昧であり、保険料をまとめて納付した記憶も無いとしている上、すべての申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月から3年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月から3年2月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

申立期間当時は、私は看護学校の学生であったが、母が私の将来のことを考えて、私が20歳を迎えたころに国民年金に加入し、付加年金と併せて保険料を納付してくれたはずである。申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、20歳を迎えたころにその母が自身の代わりにA市役所B地区事務所(当時)において国民年金の任意加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市役所作成の国民年金手帳番号総括整理簿によれば、平成2年10月1日から3年3月28日までの間に同市役所B地区事務所に払い出された手帳記号番号のうちの1つであることが確認できる上、オンライン記録から、申立人は3年3月12日付けで国民年金の任意加入資格を取得していることが確認できる。以上のことから、申立人の母が申立人に係る国民年金の加入手続を行った時点では、国民年金の任意加入者である申立人は、制度上、国民年金に遡^{さかのぼ}って加入することができなかったため、未加入期間である申立期間の保険料は納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金加入手続を行ったとするその母は、申立人の国民年金加入手続と一緒に、付加年金の届出も行ったとしているところ、事実、オンライン記録では、申立人の付加年金届出年月日は、申立人の国民年金任意加入資格取得日と同一日の平成3年3月12日となっており、記録管理上、不自然

な点は見当たらない。

さらに、氏名検索によっても申立人に平成2年7月から3年2月までの期間を加入日とする別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

新潟国民年金 事案 1000

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から48年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

国民年金の加入手続は、私が20歳になったときに父が行った。毎月の保険料については、最初の3か月は集金に来た地区の婦人会の人へ父が納付し、その後は、父親名義の預金口座から口座振替することにより、納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料納付を行ったとするその父は既に亡くなっているため、加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿により、昭和49年1月10日に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料について、最初の3か月は集金に来た地区の婦人会の人へ父が納付し、その後については、父親名義の預金口座から口座振替により納付していたとすると、口座振替によっては過年度納付あるいは特例納付はできないなど、申立内容には不自然な点が見受けられる。

加えて、申立人は、保険料をまとめて納付した記憶も無いことから、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

新潟国民年金 事案 1001

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間が未加入期間とされていることが分かった。

会社退職後、遅くとも1か月以内に、私自身がA市役所旧庁舎に出向いて国民年金の加入手続を行い、同時に市役所窓口で保険料を納付したのに申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職（昭和58年2月16日）後に自身で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとしているが、国民年金手帳記号番号総括払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年6月2日にA市役所へ払い出されている番号の一つであることが確認できることから、昭和62年6月以降に払い出されたものと推認できる。

また、申立人の所持する年金手帳の資格取得欄には資格取得年月日が「昭和63年5月28日」と記載されていることが確認できる上、A市役所作成の国民年金被保険者名簿（電算）においても申立人は同日に国民年金の資格を取得したことが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、納付書が発行できず保険料の納付はできなかったものと考えられる。

さらに、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

新潟厚生年金 事案 870 (事案 154 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年9月から23年1月1日まで
② 昭和28年7月から同年9月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間①及び②について、厚生年金保険に加入した記録が無い旨の回答を受け取った。

申立期間①に勤務していたA社は、会社ができた時に父親に手伝いに行くよう言われて勤務を始めた。当時は学生であったが、父親に学校を卒業するより仕事を覚えた方が良いと言われ、昭和22年9月ごろに学校を中退した。申立期間①については、以前も申立てを行ったところ、年金記録の訂正は必要でないとの通知を受け取ったが、勤務していたことは間違いないので、申立期間①を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②には、B社に勤務しており、同社の人から普通の人の給与の倍額を支給すると言われ、通信機器の試作機を製造していたことを記憶している。給与明細書の控えがあるので、申立期間②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、申立人は勤務開始当初は学生であったとしていることから、他の従業員より厚生年金保険の加入が遅れたものと推認できる上、保険料控除の事実を確認できないとして、既に当委員会の決定に基づき平成20年10月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。申立人は、申立期間①について、A社に勤務していたとの主張を繰り返すが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見

当たらないことから、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、B社（現在は、C社D工場）の給与明細書（欄外に「昭和廿八年八月」との記載）を保管していること、及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時、同社において厚生年金保険被保険者であることが確認できる同僚6人を記憶していることから、申立人は、期間は特定できないものの、申立期間②に同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C社D工場は、申立人の申立期間②の勤務について不明と回答しており、当時の同僚6人に照会したところ、いずれからも申立人が申立期間②に勤務していたことの証言が得られない上、上記給与明細書の「年金保険料」欄には、金額が記載されていないことから、申立人の申立期間②における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間②において申立人の氏名の記載は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人が事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 11 月から 34 年 11 月 18 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので、その記録を確認したところ、A施設で勤務した申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

B社で面接を受け、当時、そのグループ企業であったC社に入社し、申立期間当時、同社が経営するA施設に勤務したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンラインの記録から、C社において昭和 34 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、「自分は、C社に入社した当時から、A施設に勤務していたが、申立人は自分より後に、同施設で勤務し始めたと記憶している。」と証言している上、C社の継承会社であるD社は、「申立期間当時の資料を保管していないため、申立人が申立期間に勤務していたかどうかは不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態が確認できない。

また、申立人は「申立期間当時、A施設はまだ建設中であったが、昭和 33 年 11 月に入社してから 2 か月くらい後に営業を開始し、同施設で他の同僚と一緒に当時の皇太子殿下のご成婚 (34 年 4 月 10 日) のテレビ中継を見た」と記憶している。」と申し立てしているところ、上記同僚は、「自分がA施設で勤務を開始した昭和 34 年 5 月当時、同施設はまだ工事中であった。」と証言している上、D社は、「A施設の営業開始は昭和 34 年 12 月 5 日である。」と回答しているなど、申立期間に申立人がA施設に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 9 月 1 日から 50 年 12 月 31 日まで
② 昭和 54 年 6 月 1 日から 59 年 3 月 21 日まで

59 歳になって、自分がもらえる年金はいくらになるのか知りたくて、社会保険事務所(当時)で自分の記録を調べてもらったところ、申立期間①及び②に、それぞれ勤務していたA社とB社の標準報酬月額が申立期間当時にもらっていた給与に比べて低いことが分かった。

このため、申立期間①及び②の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係るオンライン記録により、同社において申立期間に厚生年金保険被保険者であることが確認できる同僚2人は、「給与は、ほぼ標準報酬月額のとおりであった。」と証言しているとともに、事業主は、「当時の関係資料を保管していないため、保険料控除等について不明である。」と回答し、当時の社会保険事務担当者も「当時の資料は無く、保険料控除等について覚えていない。」と回答している上、申立人及び照会することのできた同僚3人は、当時の給与明細書等を保管していないことから、申立人の申立てどおりの給与の支給及び保険料控除について確認することができない。

また、オンライン記録により、A社において、申立期間①に厚生年金保険被保険者であることが確認できる同僚18人のうちの9人の標準報酬月額は、申立人と同額又は同程度の額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

さらに、A社に係るオンライン記録において、申立期間①における申立人

の標準報酬月額について遡^{そきゅう}及訂正等の不自然な処理は見当たらない。

- 2 申立期間②について、B社は、「当時の関係資料を保管していないため、保険料控除等について不明である。」と回答し、当時の社会保険事務担当者からも証言を得られない上、申立人及び照会することができた当時の同僚4人は、申立期間当時の給与明細書等を保管していないことから、申立人の申立てどおりの給与の支給及び保険料控除について確認することができない。

また、オンライン記録により、B社において、申立期間②に厚生年金保険被保険者であることが確認できる同僚14人のうちの12人の標準報酬月額は、申立人と同額又は同程度の額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

さらに、B社に係るオンライン記録において、申立期間②における申立人の標準報酬月額について遡^{そきゅう}及訂正等の不自然な処理は見当たらない。

- 3 上記のほか、申立人のいずれの申立期間についても、申立てどおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月 4 日から 48 年 12 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として、A社に係る厚生年金保険の加入期間の照会をしたところ、加入記録は確認できなかった旨の回答を受け取った。

私は、昭和 47 年 5 月にA社に入社し、その後、B社に出向した。申立期間に勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと主張しているが、雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間においてB社における雇用保険被保険者であることが確認できる上、ほかに申立人がA社に在籍していたことの明確な証言を得られないことから、申立人が申立期間にA社に勤務していたことを確認することができない。

また、A社は、既に廃業しており、当時の事業主は、関係資料が無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認することができない旨を回答していることから、申立期間における保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社が加入していたC厚生年金基金は、「申立人の当基金の加入記録は無い。」旨の証明書を発行している上、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い。

2 一方、雇用保険の加入記録から、申立人は申立期間においてB社に勤務していたことが確認できるが、オンライン記録から、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日と同一日の昭和48年12月1日であることから、申立期間においては、同社は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同様に同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和48年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる同僚二人は、「B社には、厚生年金保険被保険者資格取得日である昭和48年12月1日より前に入社した。」と証言しているところ、オンライン記録により、当該同僚は、いずれも同被保険者資格を取得するまで国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、上記同僚のうち、申立期間当時の給与明細書を保管している一人は、「昭和48年12月の給与からは、健康保険及び厚生年金保険料が控除されているが、それ以前の給与からは、同保険料は控除されておらず、失業保険料のみが控除されている。」と証言している。

加えて、B社の当時の事業主は、既に亡くなっていることから、申立期間における保険料の控除について確認することができない。

3 上記のほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月ごろから 49 年 4 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので、その記録を確認したところ、A社で勤務した申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

娘が昭和 46 年*月*日に誕生しているので、A社で勤務を始めたのは 47 年 2 月又は同年 3 月くらいからであったと記憶している。

A社では、試用期間を経てから 6 か月後に店長となり、昭和 52 年に 5 年勤続、54 年 2 月 7 日に 7 年勤続の盾と表彰状を、当時の B 組合理事長及び支部長から授与されているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚一人及び当時の同社の経理事務担当従業員の証言から、入社時期は特定できないものの、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記の経理事務担当者は、「自分が昭和 46 年 11 月にA社に入社してからは、その後に採用された従業員は、雇用保険と厚生年金保険には同一日に加入していた。」と証言しているところ、事実、雇用保険の加入記録及びオンライン記録から、申立人及び上記同僚はいずれも、雇用保険と厚生年金保険に同一日に加入していることが確認できる。

また、上記の経理事務担当者及び同僚はいずれも、「A社では 3 か月の試用期間があり、その間は、厚生年金保険に加入させない取扱いがあった。さらに、その後の期間についても、本人が既に国民年金や国民健康保険に加入していた

場合や、本人が厚生年金保険への加入を希望しない場合には、同社では、その従業員に係る厚生年金保険の加入手続を行わないという取扱いがあった。」と証言しているところ、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間より前の昭和46年7月16日に国民年金に加入し、同年7月から同年9月までの期間及び48年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、A社に係る職歴審査照会回答書（個人情報）には、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月から 54 年 8 月まで

年金記録問題が話題となったため、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私の後任で勤務した人には、A社での厚生年金保険加入記録が有るので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を記憶している同僚の証言から、申立人が申立期間の一部について、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は既に解散している上、事業主及び申立期間当時の事務担当者に照会したものの、回答が得られないことから、申立人の申立期間における同社での勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

また、オンライン記録において、申立期間当時、A社で厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の同僚に、同社における従業員の厚生年金保険の適用状況について照会したものの、具体的な証言は得られない上、申立人が名前を記憶している後任者3人のうちの1人は、同社に係る職歴審査照会回答票（個人情報）に氏名が無く、オンライン記録において、同社での厚生年金保険加入記録が確認できないことから、申立期間当時、同社では、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から47年6月1日まで

年金記録問題が話題となり、私も常々自分の年金記録に疑問を持っていたため、厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、A社に勤務していた昭和46年10月から47年5月までの期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが判明した。

この8か月間についても、勤務していたことは間違いないので、再度調査を行い、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元取締役及び申立期間当時に同社に勤務していたとする同僚一人の証言から、申立期間当時、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和47年6月1日であることから、申立期間においては、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、上記元取締役は、申立期間について、「厚生年金保険の適用事業所となる前であるため、その期間については、従業員を厚生年金保険に加入させておらず、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答しているところ、上記同僚は、「申立期間は、A社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であるため、厚生年金保険には加入しておらず、給与から厚生年金保険料は控除されていない。」と証言している。事実、当該同僚のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人と同じく、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和47年6月1日であることが、オンライン記録から確認できる。

さらに、申立人は事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具

体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 10 月 30 日まで
② 昭和 48 年 10 月から 49 年 10 月 30 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので、その記録を確認したところ、A事業所及びB事業所にそれぞれ勤務していた申立期間①及び②が、厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、当時、社会保険に加入していない事業所に勤めたつもりはないので、A事業所及びB事業所は社会保険に加入していたと思う。

このため、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A事業所の事業主及び同僚を記憶していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立期間①に同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録から、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間①より後の昭和 59 年 4 月 24 日であることが確認できる。

また、昭和 45 年春から 61 年 7 月までA事業所に勤務していたとする元従業員は、当該事業所について、「個人事業所だったので、社会保険にはずっと入っておらず、最後の 2 年くらいだけ入っていた。」と証言しているところ、事実、オンライン記録及びA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、当該従業員が厚生年金保険被保険者資格を 59 年 4 月 24 日に取得し、61 年 7 月 22 日に喪失していることが確認できる。

さらに、A事業所の複数の元従業員の証言によれば、同事業所は既に廃業

し、当時の事業主も亡くなっており、証言を得ることができないことから、申立人が申立期間①に厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

2 申立期間②について、申立人の雇用保険被保険者資格に係る記録から、申立人が昭和48年12月1日以降、B事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録において、B事業所という名称の事業所が厚生年金保険の適用事業所となっていたことが確認できない。

また、B事業所は、その所在地を管轄する法務局において、法人としての登記が確認できない上、雇用保険の記録から事業主と推認できる人物に照会するも同人から回答を得られないことから、当該人物が申立人の記憶する事業主であることが確認できず、申立人が申立期間②に厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

さらに、申立人が事業主としてその名前（姓のみ）を記憶している人物及び申立人が事業主の兄として氏名を記憶している人物について、オンライン記録において、その加入記録を調査した結果でも、当該人物と推認できる人物は、いずれも申立期間②において国民年金の被保険者であることが確認できる上、申立人が氏名を記憶している同僚は、国民年金又は厚生年金保険の被保険者として確認することができない。

3 申立人は、いずれの申立期間においても事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、いずれの申立期間についても、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。